

有料職業紹介事業許可番号 28-ユ-300018

事業所名 有限会社ビギン

神戸市中央区元町通 5 丁目 3-18 201 号

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者（求職者）が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合は受領した紹介手数料の一部を次に定める期間及び割合の金額を求人者に返還いたします。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 100% |
| (2) 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 70% |
| (3) 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

※ただし、求人者の求職者に対する対応が各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が退職した場合には、紹介手数料を返還しません。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。